京都市農業委員会告示第9号

別段の面積(下限面積)の設定について

農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第3条第2項第5号に規定する別段の面積 (下限面積) について,次のとおり定める。

令和4年2月18日

京都市農業委員会会長 戸田 秀司

別段の面積	適用する区域
	北区
	・大森西町 37番
	左京区
0.01アール	・大原古知平町 14番
(空き家に付随	・大原小出石町 103 番
した農地)	右京区
	・嵯峨樒原高見町 29 番
	・京北栃本町川合 33 番、38 番
	·京北中江町清水尻 22番 1,47番 1,48番 1
10アール	北区
	・中川,杉阪,真弓,小野,大森,雲ケ畑の区域
	左京区
	・花脊,久多,広河原の区域
	右京区
	・嵯峨水尾,嵯峨樒原,嵯峨越畑の区域
	・京北漆谷町,京北下黒田町,京北下弓削町,京北宇野町,
	京北上中町
	西京区
	·大原野石作町,大原野小塩町,大原野外畑町,大原野出灰町
	伏見区
	・醍醐一ノ切町,醍醐二ノ切町,醍醐三ノ切
30アール	上記以外の区域

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年2月21日から施行する。
 - (告示の廃止)
- 2 令和3年度京都市農業委員会告示第8号は,この告示の施行日をもって廃止する。 (京都市農業委員会事務局)